

[事案 24-24] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 12 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

当初契約およびその後の契約は、契約者の承諾のない契約であるとして、無効とし既払込保険料の返還を求めて申立があったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 8 月に生存給付金付定期保険（①契約）に加入し、平成 6 年 10 月に特定疾病定期保険（②契約）に加入、そして①契約を定期保険特約付終身保険（③契約）に転換した。その後、平成 14 年 11 月に②契約と③契約を利率変動積立型終身保険（④契約）に転換し、平成 21 年 7 月に④契約を 5 年ごと利差配当付定期保険（⑤契約）に見直ししたが、①～⑤の契約は契約者である自分の承諾なしに契約締結されていることから、全ての契約を無効とし既払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の事情により、和解による解決を提案する。

- (1) 募集人に確認したところ、④契約および⑤契約は、申立人の母親と募集人が勝手に行ったものであった。
- (2) ②契約と③契約については、嘱託医による加入診査を受けていることから、嘱託医へのヒアリングを行おうとしたが、嘱託医の行方が分からずヒアリングができなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。